

入院時食事療養・入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

◆入院時食事療養費の標準負担額

所得区分		標準負担額（1食）	
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	510円 (指定難病患者：300円)	
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
—	低所得Ⅰ	110円	

◆入院時生活療養費・生活療養標準負担額

入院時生活療養費制度に基づき、療養病棟に入院される65歳以上の方においては、下記の標準負担額（食費ならびに光熱水費相当）をご負担いただきます。

所得区分		標準負担額	
70歳未満	70歳以上	食費（1食）	居住費（1日）
区分ア	現役並みⅢ	510円 (指定難病患者：300円)	
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
—	低所得Ⅰ	110円	

370円
(指定難病患者：0円)